

原子力発電所の安全対策の強化と新規原発の建設凍結を求める意見書

去る3月11日に発生した国内観測史上最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらしました。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所における重大事故では、大量の放射性物質が外部に放出され、わが国で初めて「原子力災害対策特別措置法」に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令されました。

さらに、原発事故の深刻度が「国際原子力事象評価尺度（INES）」による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、原発事故から6か月を経た今も、周辺地域では広範囲な避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農水産物等の汚染や風評被害も深刻化しています。

北海道においては泊原子力発電所があり、さらに道南地域に近接した大間原発も建設中であることから、今回の震災を受けて原子力発電所に対する市民の不安が高まっています。

原子力発電所は、何よりも安全性が最優先されるべきものであり、国の規制責任が十分果たされることが重要であります。このため、国においては、徹底した安全対策を早急に講じ不安の払拭に努めることは、重大な責務であります。

よって、国においては、東京電力福島第一原子力発電所の一刻も早い事態の収束はもとより、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 現在、建設中の大間原発や計画段階の原子力発電所については、国の新たなエネルギー政策が合意され、国民理解が得られるまでは建設を凍結すること。
- 2 東京電力福島第一原子力発電所における原発事故に関し、早急にプルサーマル発電の影響も含めた徹底した検証を行い、その結果に基づく原子力発電所の安全確保に万全の対策を講ずるとともに、国民に対し丁寧かつ分かりやすい説明を行うなど不安の払拭に努めること。
- 3 中部電力浜岡原子力発電所や休止中の原子力発電所にある放射性廃棄物の最終処分を生活環境に影響がなく、かつ安全な処分を行うため、早急に処分施設の建設を行うこと。
- 4 国民の安全・安心を確保するため、国の原子力防災対策の見直しを行うこと。
- 5 太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用することの重要性が増大していることから、再生可能エネルギーの開発・導入に対する支援措置を積極的に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 9月20日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
経済産業大臣様
内閣府特命担当大臣
（防災担当）

北海道北斗市議会議長 池田達雄